

## 保育士修学資金貸付事業に関するQ&Aについて

1 保育士修学資金貸付対象者の条件とは。

**【回答】**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学し、三重県内の保育所等（別表1のとおりとする。以下同じ。）において将来保育士として働く意思があり、経済的理由により修学が困難な者です。

2 指定保育士養成施設とは。

**【回答】**

三重県内の指定保育士養成施設は「ユマニテク短期大学 幼児保育学科」「鈴鹿大学 こども教育学部」「鈴鹿大学短期大学部 生活コミュニケーション学科こども学専攻」「高田短期大学 子ども学科」「三重大学 教育学部幼児教育コース」「皇學館大学 教育学部教育学科」です。  
他県の指定保育士養成施設を知りたい場合は、インターネットで「指定保育士養成施設一覧」で検索して確認して下さい。

3 保育士資格と幼稚園教諭資格の両方を有する保育士修学資金借受人が、県や市町等に採用され、幼稚園に幼稚園教諭として配属された場合、当修学資金の返済免除期間として算定できるか。

**【回答】**

①配属された幼稚園において、「幼稚園教諭」として従事している期間は、社会福祉法人三重県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の返済免除条件の5年に算定することはできません。

（預かり保育を常時実施している幼稚園及び認定こども園への移行を予定している幼稚園を除く。）

②なお、本人が保育士として働く意思を持っている場合、要綱第10条第2項第2号の「その他やむを得ない事由があるとき。」に該当するため、幼稚園教諭として幼稚園に配属されている期間を返還債務の猶予期間とすることができます。

③上記②（預かり保育を常時実施している幼稚園及び認定こども園への移行を予定している幼稚園を除く。）の返還の裁量猶予を受けようとする者は、「修学資金返還裁量猶予申請書（第9号様式）」を毎年度提出する必要があります。

④上記③の申請書の添付書類として、「本人が保育士として働く意思を持っている旨の申立書」も併せて提出して下さい。

4 返済免除となる雇用形態は、正規雇用に限られているのか。非常勤の場合の適用基準は。

**【回答】**

原則、正規雇用（常勤も可）とする。非常勤の場合は、1、825日以上雇用され、保育等の業務

に従事した期間が900日以上あることが必要となる。

- 5 日本学生支援機構等の奨学金との併給は、認められないのか。また、他県の保育士修学資金貸付との併給は認められるか。

**【回答】**

日本学生支援機構の奨学金制度や、三重県社会福祉協議会の生活福祉資金制度については、併給することができます。

ただし、他県や市町の保育士修学資金貸付との併給はできません。

- 6 三重県内の過疎地域とは、具体的にどの地域をいうのか。

**【回答】**

津市のうち旧「美杉村」、松阪市のうち旧「飯高町、飯南町」、鳥羽市、尾鷲市、熊野市、南伊勢町、大台町、紀北町、大紀町です。

- 7 4年制の保育士養成施設に在学する者に貸付けを行う際に、2年間の貸付額を4年間に分けて貸付けを行うことは可能か。

**【回答】**

三重県では、2年間での貸付けとしています。

- 8 貸付けの初回に入学準備金、卒業時に就職準備金、生活費加算の貸付けはできるか。

**【回答】**

三重県では、実施していません。

- 9 従事を希望する施設が、別表1に該当するか分からない場合は、どうしたらいいか。

**【回答】**

保育士・保育所支援センターまで、お問い合わせください。